

〔藝備孝義傳廣一〕松田傳之助

傳之助は沼田郡中調子村農民八兵衛が子なり、三四歳の頃、みなしごととなりぬ、姉は御露次の小人、丹九郎が妻なり、子なければ、幸に子としてやしなひ置けり、一とせ丹九郎、江戸の本邸に在けるが、御露次の部屋に物亡て、七八人禁獄せらる、丹九郎もそのうちなり、傳之助かくと聞て、くふ物をもくはず、うらぶれ居しが、年もかへりて春になりぬ、今年は十二になりけるが、思立て、いかにもして、江戸にいたり、父にかはりて、如何なるうき目をもうけばやと、夜を日につぎて下りける、もとより旅の用度もなければ、飢ては路のべにさまよひ、疲ては橋の上にまどろみ、川をわたり、嶺をこえ、からうじて江戸に著、御館の門にいたりて、かくとまうしいれば、御館の内、ゆすりみちてぞ感じける、いくほどなく、丹九郎はれやかになりて、引かへ格をす、められ、氏帯刀をゆるされ、傳之助には、褒美をこばくを下されける、寶曆六年九月十三日のことなり、

〔續近世畸人傳一〕山口庄右衛門

大和の國十市郡八條村莊屋山口與十郎といへるもの、寶曆の比凶作により、同郡八ヶ村の長とともに訴出ることありて、其趣私あるに罪せられ、皆々伊豆の新島といへる所に流さる、其子庄右衛門七旬に餘る祖母を養ひて過すが、もとより家財田地等も没入せられければ、但力作をもてからき世を、凌ぎ渡る中にも、略中さて年をへて、祖母身まかりしかば、今は島の父の許へ行て仕へんと志、領主へ願けれども、たやすきことにもあらず、力なく過しけるあいだ、大赦の御事あり、此事を聞とひとしく、弟の清右衛門といふものを、あづまに下して願奉りけれども、何の御いらへもなく、其としもくれて、明る年遠江の某といふもの、西國順禮して尋來り、おのれも新島の流人なりしが、去年大赦にあひて歸りぬ、彼島にて與十郎殿には、隔なく交りし、與十郎殿は隣村の三郎助なるものと酒を商れしが、其三郎助盜人にあひ横死せし後、與十郎殿も眼病にて盲と